

第7回原子力委員会
資料第1-2号

高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本方針
（輸送中のガラス固化体等の防護の水準関係）（案）

平成20年2月19日
原子力委員会決定

原子力委員会は、別添の原子力委員会原子力防護専門部会からの報告「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本的考え方について（輸送中のガラス固化体等の防護の水準関係）」の内容は妥当であると判断するので、平成19年8月28日付け原子力委員会決定における基本方針に今回の報告に示された方針を加えたものを、今後の高レベル放射性廃棄物等の防護の在り方に関する基本方針とする。文部科学省、経済産業省及び国土交通省においては、本基本方針に沿って、関係法令の整備等所要の取組を行うべきである。

以上

別添

平成20年2月19日

原子力委員会

委員長 近藤 駿介 殿

原子力防護専門部会

部会長 内藤 香

高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する
基本的考え方について（輸送中のガラス固化体等の防護の水準関係）

当専門部会は、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本的考え方に関し、平成19年8月22日付けで報告書を取りまとめて原子力委員会へ報告しました。今般、同報告書において今後決定するとしていた、輸送中のガラス固化体等への妨害破壊行為に対して整備される防護機能体系が目標とするべき防護の水準に関し、別紙のとおりとしましたので報告します。

以上

高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する 基本的考え方について（輸送中のガラス固化体等の防護の水準関係）

本部会報告書（平成19年8月22日付け）においては、輸送中の高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等への妨害破壊行為に対する防護機能体系が目標とするべき防護の水準に関し、「想定される妨害破壊行為の達成を適切な可能性で防ぐという水準C又はそれ以上の水準に設定することが適切ですが、これをいずれにするべきかについては国際機関及び国内での検討状況等を踏まえつつ、今後、速やかに決定することが適切です。」としました。

今般、海外における、我が国へ返還輸送される高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の輸送中の防護水準は水準Cを超えるものではないことが分かったことから、本部会報告書において今後決定するとした防護水準のうち、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）に関するものについては、水準Cとすることが適切です。

また、要求される防護水準にかんがみれば、防護機能体系を設計するに当たっては防護措置要件方式を採用することが適切です。

なお、輸送中の放射能濃度が高い長半減期低発熱放射性廃棄物への妨害破壊行為に対して整備される防護機能体系が目標とするべき防護の水準については、輸送容器の具体的仕様等に係る検討状況等を踏まえつつ、今後、決定することとします。